

平成26年行政事業レビューシート

(復興庁)

事業名	農業改良資金利子補給金		担当部局庁	復興庁		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～(未定)		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏	
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	政策:復興施策の推進 施策:東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	農業改良資金融通法第9条		関係する計画、通知等	農業改良資金制度運用基本要綱 農業経営改善関係資金基本要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した農業者等が行う復旧・復興のための取組を支援するため、株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)が無利子で農業改良資金を貸し付けるための利子補給金を交付することにより、被災農業者等が必要とする資金の融通を円滑にする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被災した農業者等に対して日本公庫が無利子の農業改良資金を貸し付けるため、同公庫に対して利子補給金を交付する。 ※復興にかかる新規貸付けは平成23、24年度の2か年を以て終了し、25年度以降はその後年度負担分のみを予算措置している。 補助率:定額						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		当初予算	—	63	22	13	12
		補正予算	30	▲ 43	▲ 7	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—
		予備費等	—	—	—	—	—
	計	30	20	15	13	12	
	執行額	0.6	9	14			
執行率(%)	2.0%	45.7%	96.1%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	東日本大震災で被害のあった農業経営体のうち 営農再開している農業経営体数 ※目標値に記載しているのは東日本大震災で被害のあった農業経営体数		成果実績 経営体	26,400	27,800	28,600	
			目標値 経営体	—	—	—	37,700
			達成度 %	70%	74%	76%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	融資残高 ※融資残高については、経済状況等によって変動する農業者の資金活動(繰上償還等)に左右されるため、当初見込みは記載していない。		活動実績 億円	4	12	11	—
			当初見込み 億円	—	—	—	—
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	融資平均残高100万円当たりの利子補給金 〔利子補給金実績÷融資平均残高×100万円〕 ※融資平均残高は、日単位の融資残高を累計年間日数で割って求めたもの。		単位当たりコスト 円	14,100	13,110	11,964	—
			計算式	/	639千円÷45,350千円×100万円	9,014千円÷687,543千円×100万円	13,816千円÷1,154,769千円×100万円
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	農業改良資金利子補給金	13	12	融資残高が減少したため。			
	計	13	12				

事業所管部局による点検・改善							
		項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、東日本大震災による被害を受けた農業者等が借り入れる災害復旧・復興関連資金について、借入者の金利負担軽減を図ることにより、農業経営の復旧・復興を金融面から支援するものであり、国が実施すべき優先度の高い事業である。 ・なお、農業改良資金の復興貸付はH24で新規貸付が終了し、H25からはH23,24貸付に係る利子補給(後年度負担)のみとなっている。 			
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、農業改良資金融通法に基づき、無利子の農業改良資金の貸付を行う日本公庫に対して直接利子補給を行うものであり、事業目的に即し真に必要なものに限定して支出が行われている。 ・単位当たりコストについては、経済状況によって変動する農業者の資金活動(繰上償還等)に左右されるため、その水準の妥当性は評価になじまない。 			
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○				
		単位当たりコストの水準は妥当か。	—				
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○					
事業の有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・融資は、補助金に比べて少ない財政支出で効果を発揮する政策手法として位置付けられる。 ・活動実績の指標として掲げている融資残高については、経済状況等によって変動する農業者の資金活動(繰上償還等)に左右されるため、予測することが困難である。 			
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—				
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重複排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名				
点検・改善結果	点検結果	復興にかかる新規貸付は平成23、24年度の2か年を以て終了し、25年度以降はその後年度負担分のみを予算措置しているところであるため、利子補給金の交付の金額はほぼ確定していることから、執行率は大きく改善している。(H24:45%→H25:93%)					
	改善の方向性	後年度負担のみの予算措置であり、引き続き効率的な事業執行に努める。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	被災農業者等が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的とした復興に資する必要性の高い事業である。引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めること。なお、震災発生直後と比較した状況の変化を踏まえ、事業の終期について検討を行うこと。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	引き続き効率的・効果的な予算の執行に努める。						
備考							
・「予算額・執行額」の平成23年度部分については、農林水産省が計上した同様の事業(No.0165)の予算額等を参考記載しているもの。							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
	平成23年	—	平成24年	65	平成25年	096	

復興庁
15百万円



農林水産省
14百万円



【特定・補助】

A. 株式会社日本政策金融公庫
14百万円

〔被災農業者等に対する農業改良資金の貸付け(新規貸付けは24年度で終了)
(25年度以降は、23,24年度の貸付けに係る利子補給(後年度負担)のみ予算措置)〕

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を
行っている
かについて
補足する)
(単位:百万
円)

A. 株式会社日本政策金融公庫			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
農業改良利子補給金	資金借入者の支払利息に充当	14			
計		14	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本政策金融公庫	被災農業者等に対して農業改良資金(無利子)を貸付け(新規貸付けは24年度で終了) (25年度以降は23,24年度の貸付けに係る利子補給(後年度負担)のみ予算措置)	14	—	—